

庁名 神戸地方裁判所本庁・管内支部
郵便切手及び予納金一覧

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手合計額	予納金	備考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円			
民事訴訟	反訴 (本訴が令和8年5月20日までに提起されたもの)	8		10	5	5	10	10	6150円	6,000円 相手方が1名増すごとに2,000円追加 (※郵送費用を電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	相手方が1名増すごとに2,440円を追加 (内訳) 500円・110円を各4枚
	控訴 (不服の対象となる訴えが、令和8年5月20日までに提起されたもの)	10		6	6	10	10	6	7020円	7,000円 当事者が1名増すごとに3,700円追加 (※郵送費用を電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	当事者が1名増すごとに3,730円を追加 (内訳) 500円・50円・20円を各5枚 110円・100円・10円を各4枚
	抗告 (不服の対象となる決定又は命令の訴えが、令和8年5月20日までに提起されたもの)	2		15	5	5	5	5	3550円	3,500円 当事者が1名増すごとに2,000円追加 (※郵送費用を電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	当事者が1名増すごとに2,100円を追加 (内訳) 500円・100円を各2枚、 110円を6枚、50円・20円・10円を各3枚
	再抗告 (不服の対象となる決定又は命令の訴えが、令和8年5月20日までに提起されたもの)	4	6	10	6		11	9	6110円	6,100円 当事者が1名増すごとに2,300円追加 (※郵送費用を電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	当事者が1名増すごとに2,340円を追加 (内訳) 500円・350円・100円を各2枚、110円を4枚

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳						郵便切手合計額	予納金	備考		
		500円	350円	110円	100円	50円	20円				10円	
	上告 (不服の対象となる第1審の訴えが、令和8年5月20日までに提起されたもの)	4	6	10	6		11	9	6110円	6,100円 当事者1名増えるごとに2,300円追加 (※郵送費用を電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	当事者が1名増すごとに2,340円を追加 (内訳) 500円・350円・100円を各2枚、110円を4枚	
民事調停	民事調停			5			5	5	5	950円	1,000円 被告が1名増すごとに200円追加 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	相手方が1名増すごとに、190円分を追加 (内訳) 110円1枚、50円1枚、20円1枚、10円1枚
民事執行	担保不動産競売申立て									0円	700,000円	不動産5個を越える場合は5個ごとに10万円加算。 (※郵便切手は不要。必要に応じて予納金から支出します。)
	強制競売申立て									0円	700,000円	不動産5個を越える場合は5個ごとに10万円加算。 (※郵便切手は不要。必要に応じて予納金から支出します。)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳						郵便切手合計額	予納金	備考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円			
	債権差押命令申立て (債務者・第三債務者1名ずつ、 陳述催告あり)	4		7		1	1		2840円	<p>※執行費用の上限(差押命令正本送達費用等として計上できる上限)は2,730円(第三債務者が複数の場合は、郵便切手の合計額-第三債務者の数×110円)</p> <p>※第三債務者が1名増えるごとに1,510円(1,290円+110円×2)を増やす。</p> <p>(第三債務者は送達場所ごとに1名と計算してください。)</p> <p>※債務者が1名増えるごとに1,220円を増やす。</p> <p>※事案によってはさらに追納が必要な場合がありますので、裁判所から連絡があった場合には追納してください。</p>
	債権差押命令申立て (債務者・第三債務者1名ずつ、 陳述催告なし)	4		5					2550円	<p>※執行費用の上限(差押命令正本送達費用等として計上できる上限)は郵便切手の合計額と同じ</p> <p>※第三債務者が1名増えるごとに1,220円を増やす。</p> <p>(第三債務者は送達場所ごとに1名と計算してください。)</p> <p>※債務者が1名増えるごとに1,220円を増やす。</p> <p>※事案によってはさらに追納が必要な場合がありますので、裁判所から連絡があった場合には追納してください。</p>
	財産開示								8,000円 0円	<p>※郵便切手で納付する場合 郵便切手 8,250円(内訳:500円:10枚、100円:25枚、50円:5枚、20円:20枚、10円:10枚)</p> <p>※本庁・尼崎支部・姫路支部・豊岡支部・社支部の扱い(その他の支部については備考欄の郵便切手を納付してください。)</p>
	情報取得(預貯金)								5,000円 0円	<p>※第三者が1名増えるごとに4,000円を増やす。</p> <p>※予納金とは別に直送用の封筒(①第三者の数の110円郵便切手を貼った封筒(A4三折りサイズ)、又は②レターバックライトのどちらか)を添付してください。</p>

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳						郵便切手合計額	予納金	備考	
		500円	350円	110円	100円	50円	20円				10円
	情報取得(給与)								0円	6,000円 ※本庁・尼崎支部・姫路支部・豊岡支部・社支部の扱い(その他の支部については各支部にお問い合わせください。)	※第三者が1名増えるごとに4,000円を増やす。
	情報取得(不動産)								0円	6,000円 ※本庁・尼崎支部・姫路支部・豊岡支部・社支部の扱い(その他の支部については各支部にお問い合わせください。)	
	債権仮差押 (陳述催告を含む場合)	6		8		1	1		3950円		第三債務者が1名増すごとに(1,290円分+110円×2)増やす 債務者が1名増すごとに(1,220円分)増やす
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	6		4		2	4		3620円		* 滞差があれば(110円)×滞差庁の数 債務者が1名増すごとに(1,220円分)増やす
	不動産仮処分(占有移転禁止)	4		4					2440円		債務者が1名増すごとに(1,220円分)増やす
	仮の地位を定める仮処分 (要審尋)	4		4	4	2	2	1	2990円		債務者が1名増すごとに(1,220円分+70円分+410円分)増やす
	担保取消(取下げと同時の場合) (事由止み) (不動産仮差押・仮処分)	4		2		2	4		2400円		債務者が1名増すごとに(1,220円分)増やす * 滞差があれば(110円)×滞差庁の数 別途収入印紙を要する

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳						郵便切手合計額	予納金	備考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円			
保全	担保取消(取下げと同時の場合) (事由止み)(債権仮差押)	2		3					1330円	第三債務者が1名増すごとに(110円分)増やす 債務者が1名増すごとに(1,220円分)増やす
	担保取消(取下げと同時の場合) (同意) (不動産仮差押・不動産仮処分)	2		1		2	4		1290円	債務者が1名増すごとに(110円分)増やす * 滞差があれば(110円)×滞差庁の数 別途収入印紙を要する
	担保取消(取下げと同時の場合) (同意)(債権仮差押)			2					220円	第三債務者が1名増すごとに(110円分)増やす 債務者が1名増すごとに(110円分)増やす
	担保取消(取下げと同時の場合) (権利行使催告) (不動産仮差押・不動産仮処分)	6		4		2	4		3620円	債務者が1名増すごとに(1,220円分×2)増やす * 滞差があれば(110円)×滞差庁の数 別途収入印紙を要する
	担保取消(取下げと同時の場合) (権利行使催告)(債権仮差押)	4		5					2550円	第三債務者が1名増すごとに(110円分)増やす 債務者が1名増すごとに(1,220円分×2)増やす
破産関係	破産								0円	同廃事件13,046円 管財事件は個別にご確認ください。
	通常再生、会社更生	5			20	20	10	30	6000円	個別にご確認ください。
	個人再生			30				10	3400円	15,120円

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳						郵便切手合計額	予納金	備考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円			
	特別清算			11				1210円	和解型9,632円 令和7年12月1日から令和8年3月31日までの申立分は個別にご確認ください。 令和8年4月1日以降は10,596円 協定型2万円プラスα	申立人代理人宛て郵送の場合はプラス1,220円
保護命令	保護命令	2		5	7	3	20	20	3000円	
労働審判	労働審判	4		10		10	10	10	3900円	3,500円 (※郵送費用を電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)